資金移動業者関係

(事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係)の概要

ガイドラインの策定

資金決済に関する法律の成立

- ・銀行等以外の者にも為替取引を解禁少額の為替取引に限り、資金移動業として登録することで業務が可能
- ・ 登録拒否要件の整備

法令等遵守態勢のための社内規則等の整 備など、態勢面の整備を求める

・履行保証金の供託義務

未達債務について、全額供託を義務付け



事務ガイドラインの策定

- I. 資金移動業者の監督上の評価項目
- Ⅱ. 資金移動業者の監督に係る事務処理上の留意点

I. 資金移動業者の監督上の評価項目

- 1. 経営管理等(ガバナンス)
- 2. 業務の適切性等
 - 2-1. 法令等遵守
 - ○法令遵守(コンプライアンス)態勢等
 - ○本人確認、疑わしい取引の届出
 - ・本人確認、疑わしい取引の届出に係るマニュアルの作成や社内研修の実施
 - ・資金移動サービスの不正利用防止等のための態勢整備
 - ○反社会的勢力による被害の防止
 - 〇不祥事件に対する監督上の対応
 - 2-2. 利用者保護のための情報提供・相談機能等
 - 〇利用者保護措置
 - ・対面及び非対面の取引形態に応じ、利用者の能力に対応した説明及び書面交付等の態勢整備
 - ・利用者に対する情報提供、受取証書交付等を定めた社内規則等の制定及び社内研修等の実施
 - 〇帳簿書類
 - ・法定帳簿の作成に係る社内規則等の制定及び社内研修等による周知徹底
 - ・法定帳簿のデータ毀損時の復元態勢の整備
 - ・内部監査部門等における帳簿の正確性の検証態勢の整備
 - ・未達債務の発生・移転・消滅の時点の適切な認識に係る留意事項等
 - 〇利用者情報管理
 - 〇苦情処理態勢
 - 担当部署設置や手続の制定など迅速な対応のための態勢整備
 - ・苦情等の実績を蓄積し、再発防止策等への活用
 - 2-3. 事務運営
 - 〇システムリスク管理
 - ・システムリスク管理の基本方針の策定(セキュリティーポリシー及び外部委託方針など)
 - ・システム障害時の対応(コンティンジェンシープランの策定や被害者への情報提供等)
 - ○事務リスク管理
 - ・事務リスク軽減のための具体的方策の策定
 - 事務部門へのけん制機能が発揮されるための体制の整備及び事務規定の策定
 - 〇外部委託
- 3. 外国資金移動業者に対する基本的考え方

Ⅱ. 資金移動業者の監督に係る事務処理上の留意点

- 〇 一般的な事務処理等 法令遵守、内部監査等の実施についてのモニ タリング、苦情・照会対応等
- 行政処分を行う際の留意点処分検討の際には、行為の重大性、悪質性等を勘案
- 資金決済法等に係る諸手続○ 登録申請・届出の受理、廃業等の取扱い等